第四条　資金

第一項　基金の資金

基金の資金は、次のものから成る。

(i) 当初拠出金

(ii) 追加拠出金

(iii) 非加盟国及び他の資金源からの特別拠出金

(iv) 加盟国及び他の資金源からの借入れを含む業務から生じ、又は生ずる予定の資金その他基金が収得する資金

第二項　当初拠出

(a) 原加盟国及び非原加盟国の当初拠出金の額は、自国が第十三条第一項(b)及び(c)の規定に従つて寄託する批准書、受諾書、承認書又は加入書において指定した額及び通貨によるものとする。

(b) 各加盟国の当初拠出金の払込みは、第五項(b)及び(c)に規定する形態で、一括して、又は当該加盟国の選択により、三回の均等年賦で行う。一括払又は第一回の分割払については、この協定が当該加盟国について効力を生じた日の後三十日以内に払込みを行う。第二回及び第三回の分割払については、第一回の分割払の期限の満了の日の後それぞれ一年以内及び二年以内に払込みを行う。

第三項　追加拠出

総務会は、基金の業務の継続性を確保するため、基金が利用し得る資金が十分であるかどうかを適当と認める間隔を置いて定期的に検討するものとし、基金の業務が開始した後三年以内に最初の検討を行う。総務会は、その検討の結果必要であり又は望ましいと認める場合には、加盟国に対し、第五項の条件に合致する条件で基金の資金に追加拠出を行うよう要請することができる。この項の規定に基づく決定は、総票数の三分の二以上の多数による議決で行う。

第四項　拠出金の増額

総務会は、いつでも、加盟国がその拠出金を増額することを承認することができる。

第五項　拠出に関する条件

(a) 拠出金は、その使用について制限を付してはならず、第九条第四項の規定に従うことによつてのみ拠出加盟国に払い戻す。

(b) 拠出は、自由交換可能通貨で行う。

(c) 基金への拠出は、現金により、又は基金の業務に直ちに必要としない額の範囲内で、譲渡禁止の、取消不能かつ無利子の約束手形その他の債務証書であつて要求があり次第支払われるものによつて行う。基金は、その業務の運営を賄うため、拠出金の形態のいかんを問わず全ての拠出金について次の規則に従つて引き出す。

(i) 拠出金は、理事会が決定する合理的な期間を通じて比例的に引き出す。

(ii) 拠出金の一部が現金で払い込まれている場合には、当該払込み部分は、(i)の規定に従い、拠出金の残りの部分に先立つて引き出す。現金で払い込まれている部分のうちこのように引き出される部分以外の部分については、基金は、自己の管理費その他の費用を賄うための収入を得るため、預金し又は投資することができる。

(iii) 全ての当初拠出金及びその増額分は、追加拠出金に先立つて引き出す。この規則は、その後の追加拠出金について準用する。

(d) (c)の規定にかかわらず、基金への拠出は、譲許的パートナーローンのグラント・エレメントの形態によつても行うことができる。この目的のため、「譲許的パートナーローン」とは、加盟国又は当該加盟国に支援された組織が提供する貸付け（基金の利益のためのグラント・エレメントを含む。）をいい、理事会によつて承認された譲許的パートナーローンの枠組みと適合するものである。「加盟国に支援された組織」とは、多数国間組織を除くほか、加盟国が所有又は支配している企業及び開発金融機関をいう。

(e) (c)の規定にかかわらず、基金への拠出は、総務会により承認された制度に従い、拠出の早期の現金化から生ずる割引又は控除の形態によつても行うことができる。

第六項　特別拠出

基金の資金は、前項の条件に合致する条件であつて理事会の勧告に基づいて総務会が承認するものに従つて、非加盟国又は他の資金源から行われる特別拠出によつて増額することができる。

第七項　借入れ活動

基金は、加盟国又は他の資金源から資金を借り入れ、当該基金が発行又は保証した証券を売買し、及び当該基金の目的を達成するために必要な又は望ましい借入れ活動に伴う権限を行使することを認められる。

第五条　通貨

第一項　通貨の使用

(a) 加盟国は、基金が自由交換可能通貨を保有し又は使用することに対し、いかなる制限をも維持し又は課してはならない。

(b) 千九百九十五年一月二十六日の前に加盟国が、当初拠出金又は追加拠出金として基金に払い込んだ当該加盟国の交換不可能な通貨は、基金が、当該加盟国との協議の上、当該加盟国の領域における基金の管理費その他の費用の支払を行うため、又は当該加盟国の同意を得て、当該加盟国の領域内で生産されかつ基金から資金供与を受ける他の国における事業に必要とされる物品若しくは役務の支払を行うために使用することができる。

第二項　通貨の評価

(a) 基金の計算単位は、国際通貨基金の特別引出権とする。

(b) この協定の適用上、通貨の特別引出権表示による価値は、国際通貨基金が適用している評価方法に従つて計算する。ただし、

(i) 国際通貨基金の加盟国の通貨であつてその時点における特別引出権表示による価値を入手することができないものについては、その通貨の価値は、国際通貨基金との協議の上計算する。

(ii) 国際通貨基金の非加盟国の通貨については、その通貨の特別引出権表示による価値は、基金が、その通貨と国際通貨基金の加盟国の通貨であつてその価値が前記の方法によつて計算されるものとの間の適正な交換比率に基づいて計算する。